

令和7年度 高知市中企業等生産性向上設備導入支援補助金

設備投資と賃上げを 全力応援!

補助額
最大 1,000万円

受付期間

令和8年3月2日(月)～12月25日(金)

※ 予算額に達し次第、期間内であっても受付を終了します。

主な申請要件

- 高知市内で2年以上事業継続の中小企業・個人事業主
- 先端設備導入計画の認定が必要
- 従業員への賃上げ表明が必要

相談窓口

お問い合わせ

高知市 商工振興部 産業政策課

設備導入補助金担当

電話: 088-823-9456

E-mail: kc-151701@city.kochi.lg.jp



詳細はこちら
(市ホームページ)

高知市の事業者の皆様へ

生産性向上設備導入支援補助金

制度の概要

高知市中小企業等生産性向上設備導入補助金は、市内の中小企業等が実施する生産性向上につながる設備投資に要する費用の一部を補助し、賃上げの原資確保と経営基盤の強化を図ることを目的とした制度です。

補助内容

補助金額の計算(補助率)

- ・補助対象経費の300万円まで:2/3以内
- ・300万円を超える部分:1/2以内

上限額

- ・1事業者あたり最大1,000万円
- ・補助金額の千円未満は切り捨て

※補助金は事業完了後の交付となるため、期間中の費用は自己資金や借入等による立替が必要です。

対象設備

※ 単体での導入は不可

補助対象は、市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に記載され、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に基づき導入する設備の購入費です。

機械装置	160万円以上
器具備品・測定検査工具	30万円以上
建物附属設備	60万円以上
ソフトウェア*	30万円以上

補助対象者

次のすべてを満たす法人・個人事業主が対象です。

- ① 先端設備等導入計画を、令和8年3月1日以降に策定・変更し、高知市の認定を受けている。
- ② 計画に賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載し、表明を証する書面を添付している。
- ③ 申請時点で、市内で生産性向上に取り組む事業を2年以上継続している。
- ④ 中小企業等経営強化法に定める中小企業者である。

※暴力団関係者、性風俗関連、公共法人、政治・宗教活動目的、市税滞納、過去に本補助金の交付を受けた者などは対象外です。

注意事項

上記は補助要件の一部です。対象外経費や提出様式、提出資料等の詳細は、「令和7年度 高知市中小企業等生産性向上設備導入補助金 募集要領」に記載していますので、必ずご確認ください。掲載場所は、チラシ表面のQRコードから高知市ホームページの該当ページに移動してご確認ください。

ご不明な点は、チラシ表面の相談窓口までお気軽にお問い合わせください